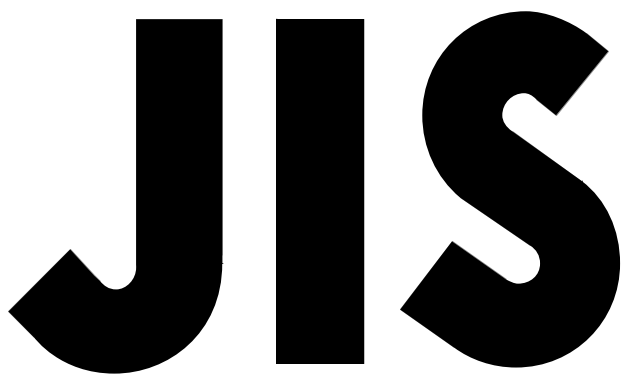




空気中の繊維状粒子測定方法 —
第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法

JIS K 3850-1 : 2006

(JTCCM/JSA)

平成 18 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 環境・資源循環専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	石 橋 明	社団法人日本電機工業会
	稲 葉 敦	東京大学 (独立行政法人産業技術総合研究所)
	指 宿 堯 嗣	社団法人産業環境管理協会
	勝 又 宏	太陽日酸株式会社
	久 米 猛	財団法人化学物質評価研究機構
	小 林 珠 江	株式会社西友
	酒 井 伸 一	京都大学
	桜 井 康 好	環境省
	佐 野 真理子	主婦連合会
	湛 久 徳	社団法人電子情報技術産業協会
	辰 巳 菊 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	田 中 武	社団法人日本鉄鋼連盟
	谷 口 実	社団法人日本自動車工業会
	富 田 六 郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会 (株式会社太平洋セメント)
	中 田 三 郎	社団法人日本化学工業協会
	永 田 勝 也	早稲田大学
	中 本 晃	社団法人日本分析機器工業会 (株式会社島津製作所)
	原 田 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	松 田 美夜子	生活環境評論家 リサイクル研究家 (富士常葉大学)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.2.20 改正：平成 18.10.20

官 報 公 示：平成 18.10.20

原 案 作 成 者：財団法人建材試験センター

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-9-8 友泉茅場町ビル TEL 03-3664-9211)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：環境・資源循環専門委員会 (委員長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 測定方法の種類	2
5 浮遊繊維状粒子の捕集	3
5.1 試料捕集装置	3
5.2 試料の捕集	5
6 測定方法	5
6.1 位相差顕微鏡法	5
6.2 位相差・分散顕微鏡法	9
6.3 走査電子顕微鏡法	11
7 測定値の記録	14
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人建材試験センター(JTCCM)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 3850-1:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS K 3850 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 3850-1 第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法

JIS K 3850-2 第 2 部：直接変換－透過電子顕微鏡法

JIS K 3850-3 第 3 部：間接変換－透過電子顕微鏡法

JIS K 3850-4 第 4 部：固定発生源－プラントからのアスベスト飛散－繊維計数測定法

空気中の繊維状粒子測定方法－

第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法

Determination of airborne fibrous particles－

Part 1 : Optical microscopy method and scanning electron microscopy method

1 適用範囲

この規格は、空気中に浮遊している繊維状粒子を測定する方法について規定する。空気中に浮遊している繊維状粒子は種類が多く、種類に応じて位相差顕微鏡、位相差・分散顕微鏡、走査電子顕微鏡又は透過電子顕微鏡を用いるが、この規格では、これらのうち、位相差顕微鏡、位相差・分散顕微鏡及び走査電子顕微鏡を用いて測定する方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。

これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法

JIS B 7551 フロート形面積流量計

JIS K 3802 膜用語

JIS K 8034 アセトン（試薬）

JIS R 3702 顕微鏡用カバーガラス

JIS R 3703 顕微鏡用スライドガラス

JIS Z 8122 コンタミネーションコントロール用語

JIS Z 8401 数値の丸め方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS K 3802** 及び **JIS Z 8122** によるほか、次による。

3.1

繊維状粒子

繊維状粒子のうち、空気中に浮遊しているアスペクト比（長さ／幅）3 以上の粒子（**JIS A 1481** 参照）。

3.2

アスベスト

岩石を形成する鉱物で、蛇紋石の群に属する繊維状のけい酸塩鉱物（クリソタイル）及び角せん（閃）石の群に属する繊維状のけい酸塩鉱物（アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライト）（**JIS A 1481** 参照）。